

令和2年度 第7回全体庁議（7月15日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(1) 「成人の集い」対象年齢について[生涯学習部]
----	---------------	--------------	----------------------------

■ 提案・報告の趣旨

令和4年4月1日に施行される成年年齢引き下げの民法改正に伴い、令和4年度以降の「成人の集い」の取り扱いについて、令和2年7月21日開催の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 対象年齢

帯広市における「成人の集い」の対象年齢について、令和4年4月1日施行の民法改正後においても現在と同様の20歳とし、名称を(仮)「20歳を祝う集い」として開催する。

2 対象年齢を20歳とする理由

- (1)20歳は、飲酒や喫煙も含め、全ての年齢制限がなくなる区切りの年齢であり、社会的にも自立した成年としての自覚と責任を担って欲しいという思いから、20歳を市全体でお祝いすることが適している。
- (2)20歳での開催は、進学や就職などで一時的に地元を離れている人が帰省し、ふるさとの良さや同級生との絆、つながりを再確認する機会となっている。
- (3)18歳を対象とした場合、大学受験や就職など多忙な時期であるとともに経済的負担が大きい時期と重なる。20歳の方が進学等や就職後の落ち着いた環境にあり、多くの人が参加しやすい。
- (4)内閣府の世論調査や管内高校の意識調査において、20歳の開催希望が多数。

3 その他

新成人である18歳(令和4年度のみ19歳も該当)に対し、お祝いの言葉等を記載したメッセージを送り、あわせて、2年後の(仮)「20歳を祝う集い」を周知することを検討する。

■ 今後のスケジュール

・厚生委員会に報告後、決定内容について、意識調査にご協力いただいた関係機関に通知するとともに、市ホームページに掲載する。

■ 審議結果

・同内容で、7月21日の厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

・特になし。